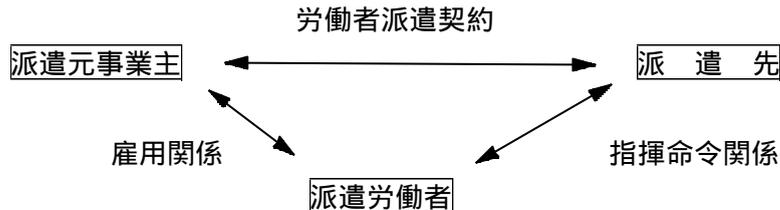


用語の解説

1 労働者派遣

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)において定める労働者派遣とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることをいう。



2 労働者派遣事業（平成17年1月現在）

労働者派遣事業には、次の2種類がある。

(1) 一般労働者派遣事業

主として、登録スタッフを、その都度雇用して派遣する形態の事業である。
この事業を行うには、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(2) 特定労働者派遣事業

自社の常用雇用労働者だけを派遣する事業をいう。
この事業を行うには、厚生労働大臣に届出を出し、受理されなければならない。

3 派遣労働者が従事できる業務（平成17年1月現在）

適用除外業務を除いた業務について従事することが認められている。
また、平成16年3月に派遣法が改正され、これまで禁止されていた製造業務での人材派遣が可能となった。

適用除外業務とは以下の業務である。

ア 労働者派遣法第4条に規定された業務

港湾運送業務 建設業務 警備業務

イ 労働者派遣法施行令第2条に規定された業務

紹介予定派遣以外の病院等における医療関連業務

ウ その他（指揮命令関係において労働者派遣の定義に合わない業務）

弁護士 司法書士 土地家屋調査士 税理士

紹介予定派遣・・・労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者・派遣先に対して職業紹介を行う（ことを予定している）ものをいう。

4 派遣期間（平成17年1月現在）

(1) 1年を超える派遣が認められている業務

政令で定める以下の26業務については、制限無し。26業務と製造業務以外の業務（営業・販売、運転、一般事務等）について1年を超える派遣を受けようとする派遣先は、あらかじめ、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合等から意見聴取をすることによって最長3年派遣可能となる。

・26業務

- | | | |
|---------------------|------------------|-----------------|
| 1 ソフトウェア開発 | 2 機械設計 | 3 放送機器等操作 |
| 4 放送番組等演出 | 5 事務用機器操作 | 6 通訳・翻訳・速記 |
| 7 秘書 | 8 ファイリング | 9 調査 |
| 10 財務処理 | 11 取引文書作成 | 12 デモンストレーション |
| 13 添乗 | 14 建築物清掃 | 15 建築設備運転・点検・整備 |
| 16 案内・受付、駐車場管理等 | | 17 研究開発 |
| 18 事業の実施体制の企画、立案 | | 19 書籍等の制作・編集 |
| 20 広告デザイン | 21 インテリアコーディネーター | |
| 22 アナウンサー | 23 OA インストラクション | |
| 24 テレマーケティング | 25 セールスエンジニア | |
| 26 放送番組等における大道具・小道具 | | |

(2) 1年以下の派遣とされている業務

製造業務（平成19年2月末までは1年、3月以降は最長3年が可能になる。）

5 常用雇用労働者

この調査における常用雇用労働者とは、派遣労働者であって次のものをいう。

期間の定めなく雇用されている労働者

主として、特定労働者派遣事業所に雇用されている者

過去1年を超える期間について引き続き雇用された労働者

主として、一般労働者派遣事業所の登録スタッフで、平成17年1月11日から過去1年間を超えて派遣元事業所に雇用されている者

採用時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

6 派遣されている登録者

この調査において「派遣されている登録者」として示している者は、一般労働者派遣事業において、登録した者の中より派遣される際に派遣元事業主に実際に雇用され、かつ、その雇用期間が1年未満のものをいう。

7 臨時・日雇

主として、一般労働者派遣事業において、登録することなく、その都度雇用・派遣される労働者をいう。